

静岡県告示第169号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
(軽微な変更)				(軽微な変更)			
<p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、23の項及び25の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに27の項から29の項まで、31の項及び<u>33の項</u>の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>				<p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、23の項及び25の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに27の項から29の項まで、31の項及び<u>34の項</u>の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>別表の33の項の事業にあつては、事業実施主体の名称の変更</u></p>			
別表 (略)				別表 (略)			
番号	事業等	補助事業		番号	事業等	補助事業	
		採択基準	補助率(額)			採択基準	補助率(額)
(略)				(略)			
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)～(3) (略)	(略)	29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)～(3) (略) <u>(4) 農村地域防災減災事業実施要領要領別表1の事業区分2の(3)に掲げる農業水利施設危機管理対策事業のうち、同要領要領別紙16(農</u>	(略)

(略)			
32	(略)		
33	(略)		

別記様式第 1 号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

1 別表の 3 の項、11 の項から 13 の項まで、16 の項及び 26 の項から 33 の項までの事業は別紙 1 を、1 の項、17 の項及び 21 の項の事業は別紙 2 を、6 の項の事業は別紙 3 を、5 の項、9 の項、18 の項、19 の項、22 の項及び 23 の項の事業は別紙 4 を、25 の項の事業は別紙 5 を、15 の項の事業は国の要綱（防衛省）の定める様式を添付すること。

2・3 (略)

別紙 1～別紙 3 (略)

別紙 4 (略)

		業水利施設危機管理対策事業に係る運用) の第 2 の 3 に掲げる事業内容に係るもの	
(略)			
32	(略)		
33	棚田地域振興緊急対策事業	棚田地域振興緊急対策交付金実施要領（令和 2 年 1 月 30 日付け元農振第 2711 号農林水産省農村振興局長通知）別記 1 の事業の欄に掲げる事業	当該補助事業費の 100 パーセント以内
34	(略)		

別記様式第 1 号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

1 別表の 3 の項、11 の項から 13 の項まで、16 の項、26 の項から 32 の項まで及び 34 の項の事業は別紙 1 を、1 の項、17 の項及び 21 の項の事業は別紙 2 を、6 の項の事業は別紙 3 を、5 の項、9 の項、18 の項、19 の項、22 の項、23 の項及び 33 の項の事業は別紙 4 を、25 の項の事業は別紙 5 を、15 の項の事業は国の要綱（防衛省）の定める様式を添付すること。

2・3 (略)

別紙 1～別紙 3 (略)

別紙 4 (略)

<p>経費の配分及び事業計画の概要 (略)</p> <p>記載上の注意事項 1～5 (略)</p> <p>別紙5 (略)</p> <p>別記様式第3号 (略) 事業遂行状況報告書 (略)</p> <p>備考 1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から<u>33の項</u>までの事業は別紙を添付すること。 2 (略)</p> <p>別紙 (略) 事業遂行状況 (略)</p> <p>記載上の注意事項 1・2 (略)</p>	<p>経費の配分及び事業計画の概要 (略)</p> <p>記載上の注意事項 1～5 (略)</p> <p><u>6 棚田地域振興緊急対策事業にあつては、費目欄を事業欄と、工種欄を取組欄と読み替え、事業欄には棚田地域振興緊急対策交付金実施要領（令和2年1月30日付け元農振第2711号農林水産省農村振興局長通知）別記1の事業を、取組欄には同要領別記1の取組を記載すること。</u></p> <p>別紙5 (略)</p> <p>別記様式第3号 (略) 事業遂行状況報告書 (略)</p> <p>備考 1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から<u>34の項</u>までの事業は別紙を添付すること。 2 (略)</p> <p>別紙 (略) 事業遂行状況 (略)</p> <p>記載上の注意事項 1・2 (略)</p> <p><u>3 別表の33の項の事業にあつては工種欄を事業欄と読み替え、棚田地域振興緊急対策交付金実施要領（令和2年1月30日付け元農振第2711号農林水産省農村振興局長通知）別記1の事業を記載すること。</u></p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったもの

とみなす。